

## 1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	62	所管	農林水産省	法人名	国際農林水産業研究センター	職員の身分	非国家公務員
法人概要	地球規模の食料・環境問題に対処して、国際的な食料需給の安定を通じて、我が国の食料安全保障に貢献するため、熱帯や亜熱帯に属する地域、その他開発途上地域に対する我が国の国際貢献として、これらの地域の農林水産業に関する技術について試験及び研究を実施。 前身は農林水産省の試験研究機関であり、熱帯や亜熱帯に属する地域、その他開発途上地域や我が国の農林水産業関係者自らが主体となることが経済的、技術的に困難な試験研究であって、長期的、国際的な視野での取組みが必要な先導的な研究を実施。						
沿革	農林水産省 国際農林水産業研究センター → 平13.4 独立行政法人 国際農林水産業研究センター [ 平20.4 独立行政法人緑資源機構の 一部業務を承継 ]						
中期目標期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日（5年間）						
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数[官庁0B](現役出向)(4/1時点)		4	4	4	4	[ 0 ] ( 0 )	
常勤役員数		3	3	3	3		3
非常勤役員数		1	1	1	1		1
常勤職員数[官庁0B](現役出向)(4/1時点)		183	180	178	177	[ 0 ] ( 13 )	
うち間接部門		39	39	38	40		
うち事業部門		144	141	140	137		
非常勤職員数(官庁0B)(4/1時点)		161 ( 0 )	174 ( 0 )	168 ( 0 )	160 ( 0 )		
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴勘案)		101.2 ( 102.7 )	101.4 ( 103.2 )	100.4 ( 101.9 )	—		
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴勘案)		100.4 ( 100.5 )	97.7 ( 98.5 )	97.7 ( 98.4 )	—		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
予算/決算		決算	決算	決算	当初予算		
一般会計(百万円)		4,319	3,928	3,671	3,170		
うち運営費交付金		3,714	3,532	3,364	3,170		
うち施設整備費補助金		60	48	44	—		
うち施設整備以外の補助金・交付金		314	202	154	—		
うち委託費		231	146	108	—		
うち出資金		—	—	—	—		
特別会計(特会名)(百万円)		—	—	—	—		
うち運営費交付金		—	—	—	—		
うち施設整備費補助金		—	—	—	—		
うち施設整備以外の補助金・交付金		—	—	—	—		
うち委託費		—	—	—	—		
うち出資金		—	—	—	—		
計		4,319	3,928	3,671	3,170		
支出額の推移(百万円)		4,455	4,055	3,812	3,593		
収入額の推移(百万円)		4,663	4,185	3,907	3,590		
国の財政支出/収入額(%)		93	94	94	88		
財務データ (平成24年度、百万円)	資産合計	8,457	うち流動資産	628			
	負債合計	1,064	純資産合計	7,393	うち利益剰余金		52

# 1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	62	所管	農林水産省	法人名	国際農林水産業研究センター
-----	----	----	-------	-----	---------------

## ○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び ②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			合計				
開発途上地域の農林水産業に関する技術の試験研究のうち運営費交付金・施設整備費補助金・諸収入	①中期目標に示された次の1～3に掲げる開発途上地域の農林水産業に関する技術の研究並びに国際的な農林水産業に関する動向把握のための情報の収集、分析及び提供を実施。 1. 開発途上地域の土壌、水、生物資源等の持続的な管理技術の開発 2. 熱帯等の不安定環境下における農作物等の生産性向上・安定生産技術の開発 3. 開発途上地域の農林漁業者の所得・生計向上と農山漁村活性化のための技術の開発  ②独立行政法人国際農林水産業研究センター法第11条の業務の範囲、独立行政法人国際農林水産業研究センター中期目標の試験及び研究並びに調査に係る研究の推進方向。	3,328	合計		3,416		
			国費	運営費交付金	3,364		
				施設整備費補助金	44		
				自己収入 (諸収入)	8		
開発途上地域の農林水産業に関する技術の試験研究のうち受託収入	①開発途上地域の農林水産業に関する技術の試験研究のうち、国等のプロジェクト等の公募に対し、中期計画に即した共同研究グループを形成するなどして応募し、競争を経て契約した事業を実施。 ②独立行政法人国際農林水産業研究センター法第11条の業務の範囲、独立行政法人国際農林水産業研究センター業務方法書	108	合計		108		
			国費	受託収入	108		
				自己収入	-		

※1 「特定関連会社・公益法人への支出」欄は、「公益法人に対する支出に係る公表・点検について（平成24年6月1日事務連絡 内閣官房行政改革推進本部事務局・内閣府大臣房公益法行政担当室）」に基づく独立行政法人からの契約による支出を掲載（少額随契等による支出を除く）

※2 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

## ○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）

<平成24年度決算合計>

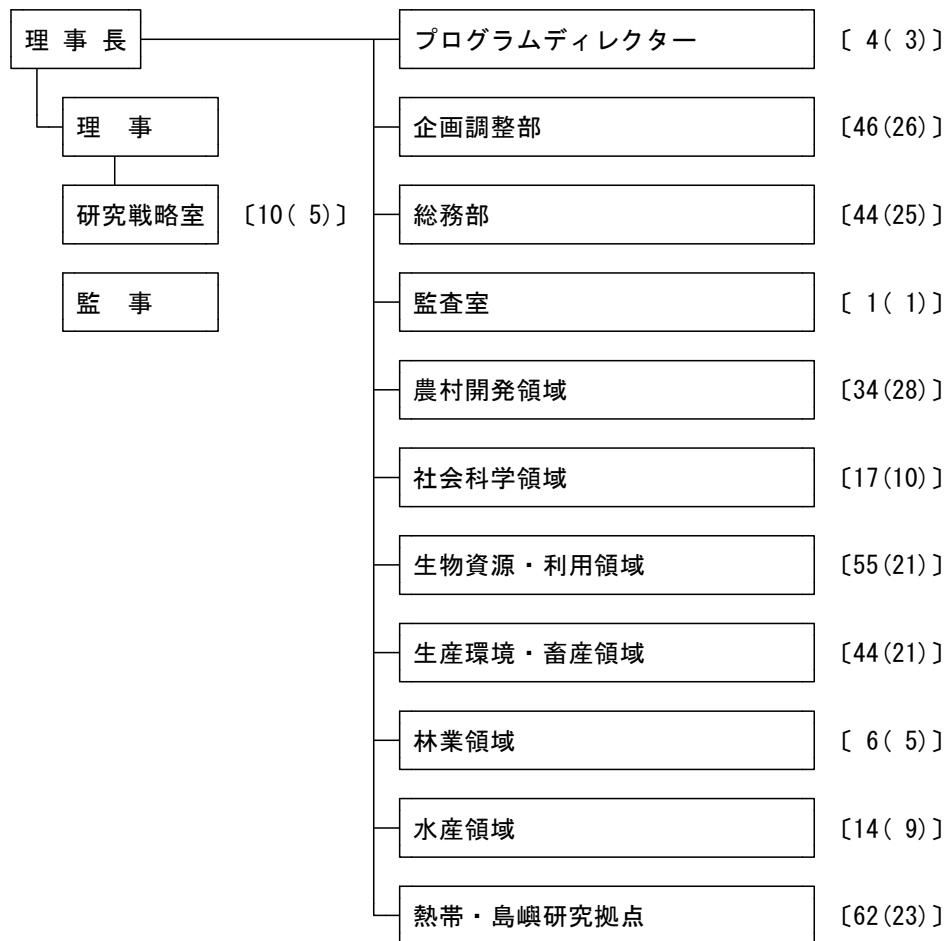
特別会計	法人合計（百万円）	合計		
		〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
該当なし		該当なし	-	-
		-	-	-

# 1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	62	所管	農林水産省	法人名	国際農林水産業研究センター
-----	----	----	-------	-----	---------------

## ○組織図及び職員数（平成25年度）

(独)国際農林水産業研究センター組織図



※ [ ] は総職員数、( ) は常勤職員数である。

所在地：茨城県つくば市

### <記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員(平成25年4月1日現在)を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	62	所管	農林水産省	法人名	国際農林水産業研究センター
-----	----	----	-------	-----	---------------

## 1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

- ・当該法人が担う事業は、開発途上地域の農林水産技術の向上を目的に、我が国の保有する農業研究蓄積を活用し国の農業施策に即して行う国際共同研究。
  - ・国の農業施策は、「食料・農業・農村基本法」、「食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月30日閣議決定）に則り実施されており、その施策に即した「農林水産基本計画」（平成22年3月30日農林水産技術会議決定）に示された研究開発のうち、当該法人に担わせるものを独立行政法人国際農林水産業研究センター法に基づいて主務大臣が中期目標を提示。
  - ・当該法人は、中期目標で提示された目標を達成するために中期計画を策定し、主務大臣が承認。
  - ・当該法人は、以下の業務を実施して成果をあげている。
- ①開発途上地域の土壌、水、生物資源等の持続的な管理技術の研究業務では、CO<sub>2</sub>排出削減等気候変動に対応した農業技術の開発、モンゴル草原における異常気象等のリスクに強い持続的農牧畜業の確立、クリーン開発メカニズム（先進国が開発途上国で温室効果ガス削減事業に投資し、削減分を削減目標値達成に活用できる制度）を活用した農村開発手法の開発、等の成果
- ②熱帯等の不安定環境下における農作物の生産性向上・安定生産技術の研究業務では、「アフリカ稲作振興のための共同体」（CARD）の目標達成に資するため、アフリカ向けの安定生産可能なイネ品種の開発、柑橘類に致命的な被害を与えるカンキツグリーニング病の管理技術の開発、特に開発途上地域で問題になる乾燥、塩害、リン酸欠乏等に強い遺伝子を利用した作物の開発、等の成果
- ③開発途上地域の農林漁業者の所得・生計向上と農山漁村活性化のための技術の研究業務では、オイルパーム廃棄木からのバイオエタノール生産技術の開発、等の成果

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

- ・独法制度にともない、法人には研究予算や人員等のリソース配分の裁量権が与えられ、それをもとに重点的な研究体制の構築や緊急な行政対応など、機動的な組織運営が可能となっている。
- ・一方、独法制度下において効率化が求められ、毎年度、一般管理費及び業務経費が削減されており、将来、研究活動、保有する施設・設備の維持管理、運用等に支障が生じることが懸念されている。また、毎年度行われる、多層的な評価が業務負担となっている。

## ○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
農林水産省	0066	国際農業協力等委託・補助事業
農林水産省	0077	海外農業農村開発促進調査等補助金
農林水産省	0302	独立行政法人国際農林水産業研究センターに要する経費
農林水産省	0309	国際研究交流の推進に要する経費
農林水産省	0310	気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のための技術開発
農林水産省	0320	農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創造のための技術開発
経済産業省	0418	セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業

## ○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算） （百万円）	委託先
内部管理	国際シンポジウム運営等業務 等	11	(株)サイマル 等
庁舎管理業務	研究実験施設等電気・機械設備運転保守管理業務	38	テスコ(株)
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額（24年度決算） （百万円）	委託先
研究機器の保守等の業務	遺伝子組換え体発現制御実験棟特殊空調設備保守点検業務 等	32	エスペック(株) 等

※支出一回当たりの額が100万円未満は計上していない。

No.	62	所管	農林水産省	法人名	国際農林水産業研究センター
-----	----	----	-------	-----	---------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	・ 該当なし
② これに対する現時点での考え方	—
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	<p>・ ① 4 研究開発法人（当該法人、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所）を統合し、研究開発型の成果目標達成法人とすること、②現在当該法人が有している能力を維持・向上させる観点から、平常時、災害対応等緊急時の如何にかかわらず、適切かつ迅速な意思決定によりその機能を最大限に発揮させるマネジメント体制を構築すること、を指摘された。</p> <p>・ 指摘に対する措置として、4 法人に設置された「4 法人統合準備委員会」とともに、①研究開発型の成果目標達成法人として公益に資する研究開発成果の最大化を図るため、基礎から応用までの研究を総合的に進めることにより統合効果を発揮できる組織を構築するための検討、並びに②ガバナンスを強化するため、役員 の 分担・責務の明確化を図り、適切な業務運営がなされる組織を構築するための検討を実施した。</p> <p>その後、本基本方針が凍結となったため、統合に関する検討は中断した。</p>
② これに対する現時点での考え方	<p>・ 農業研究分野の中で、開発途上地域との国際共同研究を実施している当該法人と基礎研究を主体に実施している農業生物資源研究所と農業環境技術研究所並びに応用研究を主体に実施している農業・食品産業技術総合研究機構を統合する「4 法人統合案」は、農業・食品産業に関する基礎から応用分野までの研究を一体的に推進することにより、融合領域においては研究面でのプラス効果が発揮され、研究成果の最大化が期待される。しかし、他の独法との融合によるシナジー効果を期待できない研究領域も多く、また、各法人が実施している研究の特性（基礎研究、応用研究、国際研究）が異なること及び常勤職員数が3,400人と大規模になることから、実効性のあるガバナンスの確保に向けての課題も多いものと考ええる。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>【政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘】</p> <p>・ 当該法人、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所及び農業環境技術研究所については、研究課題の成果の一層の向上等のシナジー効果を発現させるため、また管理部門の一層の効率化を推進するため、今後、事務及び事業の一体的実施を含めて、組織の在り方、業務の実施方法を抜本的に見直すことが指摘された。</p> <p>【会計検査院】</p> <p>・ 該当なし</p>
② 対応状況	<p>【政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘に対する対応状況】</p> <p>・ 4 法人の研究資源を活用した共同研究を効率的・積極的に推進するため、平成23年に4 法人の研究調整を担当する部長による「研究連絡協議会」を立ち上げ、震災対応研究の連携や人材育成プログラムの改訂等について検討を行った。また、管理部門の効率化の推進のため、平成23年に「4 法人事務業務見直し連絡会」を設置し、共通性の高い業務を対象に一体的実施が可能な業務の洗い出しを行い、共同で実施可能な研修等の共同実施や一部の物品購入について一括契約を実施した。</p>

No.	62	所管	農林水産省	法人名	国際農林水産業研究センター
-----	----	----	-------	-----	---------------

## 2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について  
 [個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。]

・当該法人（JIRCAS）の組織見直しに関しては、研究開発法人として類型化されることが第一である。一方で、農業関係の研究開発業務を担っている他の独立行政法人としては、国内の農業現場や食品産業の問題解決を目指した応用研究を主に担っている農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）、農業生物の遺伝資源やバイオテクノロジー等を活用した基礎研究を実施している農業生物資源研究所（生物研）及び農業環境の保全・改善に関する基礎研究を実施している農業環境技術研究所（農環研）が存在。これら類似する農業研究独法の業務を含め、組織の見直しを考慮する場合には、以下のような効果と留意点が考えられる。

### 【効果と留意点】

①農業研究独法が統合する場合、農業・食品産業に関する基礎から応用分野までの研究が一体的に推進可能となり、融合領域（例示：生物研のゲノム研究と農研機構の育種研究、農環研の温暖化緩和研究と農研機構の温暖化適応研究等）においては研究面でのプラス効果が発揮され、研究成果の最大化が期待される。

②基礎研究、応用研究及び国際研究では、評価や人事体系等の研究ガバナンスが異なる。このため、これらの法人と統合した場合、基礎研究、応用研究、国際研究の特性に応じたきめ細かなガバナンスが困難となり、効率的・効果的な研究の推進が阻害。

③当該法人を上記法人と統合した場合、多様な分野を抱える巨大な組織となり、人事や施設管理等の管理業務における効率性を確保できないおそれ。

・当該法人の事業は、①国の関与の下で施策の方向に即して長期間継続的に実施することが必要である点、②我が国の農業関係の民間企業や農業生産者の多くは、長期にわたり、かつリスクを伴う研究に投資できるほどの体力はないことから、自己収入で事業を推進することは著しく困難である点、③本事業で得られる研究成果は、公益性が高く、裨益が広く社会全体に及ぶ点から、当該法人の事業は民営化にはなじまないものとする。

No.	62	所管	農林水産省	法人名	国際農林水産業研究センター
-----	----	----	-------	-----	---------------

### 3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

#### ●PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

- ・農業研究は、きめ細かく地域の実情に応じた現場主義的な研究も多く、長期的な対応が求められることから、政策と一体となった研究に対する評価が適切に実施されるよう、主務大臣として農林水産大臣が規定されることが必要ではないか。
- ・農林水産大臣による業績評価結果等に対して第三者機関が実施する点検においては、農業に専門的知見のある者が第三者機関に含まれるようにすることが必要ではないか。
- ・主務大臣と第三者機関による評価という多層的な評価の実施の際には、評価に対する業務負担の増加、いわゆる「評価疲れ」を生じさせないようにすることが必要ではないか。

#### ●財政規律、報酬、給与等の見直し及び情報公開の充実

- ・業績評価の給与への反映の促進に反対するものではないが、法人全体の総人件費は決まっていることから、特筆すべき成果を上げた一部職員への過度な給与査定により、その他の職員の給与水準の低下や新規職員の採用数の減少等、法人全体のパフォーマンスの低下を招くことがない措置（例えば、特筆すべき成果として認められた場合は法人の総人件費を上積みする等）を講じるべきではないか。
- ・調達にあたっては、原則として一般競争入札にすること、随意契約の限度額等の基準を国と同基準にすること等が求められているが、研究開発では、特別仕様の機器等、発注先が限定される調達も多いことから、業務の特性に応じて規律を弾力化すべきではないか。

#### ●研究開発を行う法人への対応について

- ・国際水準を踏まえた評価指針に基づく評価を行う際には、地域の実情に応じた現場密着型の研究を行政と一体となって行っている研究について適切に評価が実施されるようにする必要があるのではないか。
- ・総合科学技術会議が法人の中期目標期間に係る業績評価等に関与する際、上記の農業研究の特性を踏まえた評価が行われるようにする必要があるのではないか。